

## ARIB標準規格（ARIB STD-B7）一部改定に係る差替版

本差替版はARIB STD-B7 1.0版から1.1版への改定に伴い変更されたページを収録したものです。

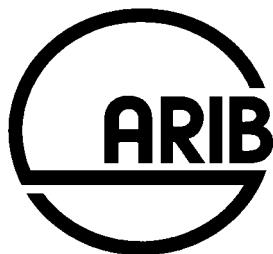
社団法人 電 波 産 業 会  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-4-1  
日土地ビル14階

電話 03-5510-8590  
FAX 03-3592-1103

---

### ARIB STD-B7 1.1版 差替案内

削除する頁	追加する頁	備考
表紙	表紙	差替
4	4	差替
7	7	差替
	1.1版改定履歴表	追加
奥付	奥付	差替



ARIB STD-B7  
(差替版)

# 42GHz 帯テレビジョン放送番組 素材伝送システム

42GHz-BAND RADIO TRANSMISSION SYSTEM  
FOR TELEVISION PROGRAM CONTRIBUTION

## 標準規格

ARIB STANDARD

[ 一部改定版 ]

ARIB STD-B7 1.1 版

平成 9 年 3 月 25 日 策 定  
平成 17 年 11 月 30 日 1 . 1 改定

社団法人 電 波 産 業 会

Association of Radio Industries and Businesses



## 3.4 偏波

送信設備から発射する電波は、直線偏波あるいは円偏波とする。

## 3.5 送信設備の許容値

送信設備の許容値は無線設備規則に準じて、以下の許容値を満たすこととする。

## 3.5.1 占有周波数帯幅

占有周波数帯幅を表 2 に示す。

表 2 占有周波数帯幅

チャンネル	占有周波数帯幅
広帯域チャンネル	80MHz 以下
狭帯域チャンネル	27MHz 以下

## 3.5.2 送信周波数許容偏差

送信周波数の許容偏差は、 $100 \times 10^{-6}$  以下とする。

また、以後の信号処理のタイミングを規定するためのスーパーフレームの構成を行う。なお、スーパーフレームの先頭とデータフレームの先頭を一致させる。データフレーム同期後のデータのタイミングチャートを図 3-5 に示す。

## 3.5.3 空中線電力

送信空中線電力は、1W 以下とする。

## 3.5.4 スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値

## 3.5.4.1 平成 17 年 12 月 1 日以降適用される許容値（無線設備規則別表第 3 号 2(1)）

帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
100 $\mu$ W 以下	50 $\mu$ W 以下

ただし、経過措置がある。（無線設備規則（平成 17 年 8 月 9 日総務省令第 119 号）附則による。）

## 3.5.4.2 平成 17 年 11 月 30 日以前の無線設備規則に基づく許容値

スプリアス発射強度の許容値は、100  $\mu$ W 以下とする。

( ARIB STD-B7 1.0 版 )

#### 4.6 送信設備の許容値

送信設備の許容値は無線設備規則に準じて、以下の許容値を満たすこととする。

##### 4.6.1 占有周波数帯幅

占有周波数帯幅を表 6 に示す。

表 6 占有周波数帯幅

チャンネル	占有周波数帯幅
広帯域チャンネル	80MHz 以下
狭帯域チャンネル	27MHz 以下

(注)アナログ変調方式への隣接チャンネル混信を考慮した場合の値である。

##### 4.6.2 送信周波数許容偏差

送信周波数の許容偏差は、 $25 \times 10^{-6}$  以下とする。

##### 4.6.3 空中線電力

送信空中線電力は、1W以下とする。ただし、隣接のアナログ変調方式へ干渉妨害を与える恐れがある場合は、0.3W以下で運用すること。

##### 4.6.4 スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値

###### 4.6.4.1 平成 17 年 12 月 1 日以降適用される許容値（無線設備規則別表第 3 号 2(1)）

帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
100 $\mu$ W 以下	50 $\mu$ W 以下

ただし、経過措置がある。（無線設備規則（平成 17 年 8 月 9 日総務省令第 119 号）附則による。）

###### 4.6.4.2 平成 17 年 11 月 30 日以前の無線設備規則に基づく許容値

スプリアス発射強度の許容値は、100  $\mu$ W 以下とする。

（ARIB STD-B7 1.0 版）



## 1.1 版 改 定 履 歴 表

頁	番号	改 定	現 行	改定理由						
4	3.5.4	<p>3.5.4 スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値</p> <p>3.5.4.1 平成 17 年 12 月 1 日以降適用される許容値（無線設備規則別表第 3 号 2(1)）</p> <table border="1"> <tr> <td>帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値</td> <td>スプリアス領域における不要発射の強度の許容値</td> </tr> <tr> <td>100 <math>\mu</math>W 以下</td> <td>50 <math>\mu</math>W 以下</td> </tr> </table> <p>ただし、経過措置がある。（無線設備規則（平成 17 年 8 月 9 日総務省令第 119 号）附則による。）</p> <p>3.5.4.2 平成 17 年 11 月 30 日以前の無線設備規則に基づく許容値</p> <table border="1"> <tr> <td>スプリアス発射強度の許容値は、100 <math>\mu</math>W 以下とする。</td> </tr> <tr> <td>( ARIB STD-B7 1.0 版 )</td> </tr> </table>	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値	100 $\mu$ W 以下	50 $\mu$ W 以下	スプリアス発射強度の許容値は、100 $\mu$ W 以下とする。	( ARIB STD-B7 1.0 版 )	<p>3.5.4 スプリアス発射強度の許容値</p> <p>スプリアス発射強度の許容値は、100 <math>\mu</math>W 以下とする。</p>	<p>設備規則等改正（スプリアス関係）に伴う改定</p>
帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値									
100 $\mu$ W 以下	50 $\mu$ W 以下									
スプリアス発射強度の許容値は、100 $\mu$ W 以下とする。										
( ARIB STD-B7 1.0 版 )										
7	4.6.4	<p>4.6.4 スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値</p> <p>4.6.4.1 平成 17 年 12 月 1 日以降適用される許容値（無線設備規則別表第 3 号 2(1)）</p> <table border="1"> <tr> <td>帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値</td> <td>スプリアス領域における不要発射の強度の許容値</td> </tr> <tr> <td>100 <math>\mu</math>W 以下</td> <td>50 <math>\mu</math>W 以下</td> </tr> </table> <p>ただし、経過措置がある。（無線設備規則（平成 17 年 8 月 9 日総務省令第 119 号）附則による。）</p> <p>4.6.4.2 平成 17 年 11 月 30 日以前の無線設備規則に基づく許容値</p> <table border="1"> <tr> <td>スプリアス発射強度の許容値は、100 <math>\mu</math>W 以下とする。</td> </tr> <tr> <td>( ARIB STD-B7 1.0 版 )</td> </tr> </table>	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値	100 $\mu$ W 以下	50 $\mu$ W 以下	スプリアス発射強度の許容値は、100 $\mu$ W 以下とする。	( ARIB STD-B7 1.0 版 )	<p>4.6.4 スプリアス発射強度の許容値</p> <p>スプリアス発射強度の許容値は、100 <math>\mu</math>W 以下とする。</p>	<p>設備規則等改正（スプリアス関係）に伴う改定</p>
帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値									
100 $\mu$ W 以下	50 $\mu$ W 以下									
スプリアス発射強度の許容値は、100 $\mu$ W 以下とする。										
( ARIB STD-B7 1.0 版 )										

---

42GHz 帯テレビジョン放送番組  
素材伝送システム  
標準規格  
ARIB STD-B7 1.1 版(差替版)

---

平成 9 年 3 月 1.0 版第 1 刷発行  
平成 17 年 11 月 1.1 版第 1 刷発行 (一部改定に係る差替版)

発行所

社団法人 電波産業会  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1 - 4 - 1  
日土地ビル 14 階  
電話 03-5510-8590  
FAX 03-3592-1103

---





ARIB STD-B7

# 42GHz帯テレビジョン放送番組素材伝送システム

42GHz-Band Radio Transmission System for Television Program Contribution

標 準 規 格  
ARIB STANDARD

ARIB STD-B7 1.0版

平成9年3月25日 1.0版 策 定

社団法人 電 波 産 業 会

Association of Radio Industries and Businesses



## ま え が き

社団法人電波産業会は、無線通信機器製造者、放送機器製造者、電気通信事業者、放送事業者及びその他利用者の参加を得て、各種の電波利用の無線通信設備、放送受信設備に係わる標準的な仕様等の基本的な技術条件を「標準規格」として策定している。

「標準規格」は、周波数の有効利用及び他の利用者との混信の回避を図る目的から定められる国の技術基準と併せて、無線通信設備や放送受信設備の適正品質、互換性の確保等、無線通信機器製造者、放送機器製造者、電気通信事業者、放送事業者及び利用者の利便を図る目的から策定される民間の任意基準を取りまとめて策定される民間の規格である。

本標準規格は、「42GHz帯テレビジョン放送番組素材伝送システム」について策定したもので、策定段階に於ける公正性及び透明性を確保するため、内外無差別に広く無線機器製造者、放送機器製造者、電気通信事業者、放送事業者、利用者等利害関係者の参加を得た当会の規格委員会の総意により定められたものである。

本標準規格が、無線機器製造者、放送機器製造者、電気通信事業者、放送事業者、利用者等に積極的に活用されることを希望する。



## 目 次

## まえがき

第 1 章 一般事項 .....	1
1.1 目的 .....	1
1.2 適用範囲 .....	1
第 2 章 42GHz 帯のチャンネル配列 .....	2
2.1 広帯域チャンネル .....	2
2.2 狭帯域チャンネル .....	2
第 3 章 FM 変調方式 .....	3
3.1 変調信号 .....	3
3.2 変調パラメータ .....	3
3.3 入力コネクタ .....	3
3.4 偏波 .....	4
3.5 送信設備の許容値 .....	4
3.5.1 占有周波数帯幅 .....	4
3.5.2 送信周波数許容値 .....	4
3.5.3 空中線電力 .....	4
3.5.4 スプリアス発射強度の許容値 .....	4
第 4 章 QPSK 変調方式 .....	5
4.1 ビットレート .....	5
4.2 変調パラメータ .....	5
4.3 入力コネクタ .....	5
4.4 サイドローブ特性 .....	6
4.5 偏波 .....	6
4.6 送信設備の許容値 .....	7
4.6.1 占有周波数帯幅 .....	7
4.6.2 送信周波数許容値 .....	7
4.6.3 空中線電力 .....	7
4.6.4 スプリアス発射強度の許容値 .....	7
付録	
1 TCI 信号 .....	8